

第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画見直しに係るスケジュール（案）

	3月	4月～8月	9月	11月予定	1月予定	3月
市子ども・子育て会議		〔6月6日〕 ○内閣府より計画見直しの事務連絡内容を報告 (教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業)	〔9月28日〕(書面開催) ○見直しに係る方向性及び実施方法について	〔11月15日〕予定 ○見直し案の審議	○計画改定版(案)の審議	○計画改定版(最終)の確認
市連絡調整会議		〔8月4日〕(書面開催通知) ○見直し案の協議 (教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業)	○見直し(案)の協議(電話・メール・チャット等で調整のため、会議開催なし)	○見直し(案)の協議(電話・メール・チャット等で調整のため、会議開催なし)	○見直し(案)の協議(電話・メール・チャット等で調整のため、会議開催なし)	○計画改定版(最終)について情報共有
市子どもを守る課		○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の平成3年度実績照会(4月11日)	○見直し案の調整(取りまとめ)	○見直し(案)の調整 ○計画改訂版(案)の策定	○見直し(案)の調整 ○計画改訂版(案)の策定	○計画改訂版(最終)を策定
国 <small>見直しのための考え方についての文書送付</small>	見直し予定調査(4月21日)					

※ このスケジュールは、国から示されたスケジュールを踏まえ、計画の見直しを行うこととされた場合の現状のスケジュールです。今後、示される予定の大阪府のスケジュール等を踏まえ、変更されることがあります。

※ 第2期子ども・子育て支援事業計画は、「次世代育成支援行動計画」「母子保健計画」「母子家庭等自立促進計画」の内容を含むものとされています。

※ 第2期子ども・子育て支援事業計画の変更(見直し)については、子ども・子育て支援法第61条の規定により、以下の事項が規定されています。

- ①子ども・子育て会議の意見聴取(第7項) ②パブリック・コメント等の実施(努力義務なので×)(第8項) ③大阪府との事前協議(第9項)
- ④大阪府への提出(第10項)

※ 見直し後の第2期子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間(令和2年度～令和6年度)となります。